

フロン類回収破壊法（第二種特定製品）の施行状況について

フロン類回収破壊法の第二種特定製品（カーエアコン）部分に関しては、本年10月1日に本格施行を迎えたところであるが、これまでの施行状況は以下のとおり。

1. 本年11月1日現在の登録数(いずれも事業所単位で登録)は、第二種特定製品引取業者が52,047、第二種フロン類回収業者が22,319となっており、引取及びフロン類の回収に必要とされる概ね十分な数の登録業者が確保されているものと考えられる。
2. (財)自動車リサイクル促進センターは、自動車製造業者等から一元的に業務委託を受け、回収済みフロン類の引取・破壊を効率的に行う「自動車フロン引取・破壊システム」を運営しているところ。10月1日から11月第2週目までの間の当該システムにおけるフロン類の引取・破壊実績は、CFCについては23,404台分の10,404.1kg、HFCが6,202台分の2,899.7kgとなっている。(財)自動車リサイクル促進センターの速報値)

	CFC		HFC	
	引取・破壊量(kg)	台数	引取・破壊量(kg)	台数
10月第1週	0	0	0	0
10月第2週	173.8	322	39.5	49
10月第3週	731.2	1,610	145.2	256
10月第4週	1,314.7	2,869	280.3	598
10月第5週	1,736.3	4,110	671.4	1,299
11月第1週	2,170.5	4,559	562.2	1,309
11月第2週	4,277.6	9,934	1,201.1	2,691
累計	10,404.1	23,404	2,899.7	6,202

3. フロン類の引取・破壊実績量は、10月1日の法施行当初から週を追うごとに増加していることから明らかなように、制度立ち上げ直後の現段階においては、以下の理由から未だ定常状態には達していないものと推察される。

- ・回収したフロン類はボンベに充填されるが、輸送効率確保のため、大型ボンベについては数十台分のフロン類が充填され適正量が満たされたところで初めて引渡しが行われること、1リットルボンベについては複数のボンベを集約してまとめて引渡しが行われる運用であること

から、回収から自動車製造業者における引取までに一定のタイムラグが存在すること

- ・フロン類回収破壊法の対象となる10月1日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車のカーエアコンから実際にフロン類回収業者によりフロン類の回収作業が行われるまでは一定のリードタイムが想定されること

このため、今後一定期間回収・破壊量は増加傾向が継続し、その後は安定的な引取・破壊に移行するものと推察されるが、今後の推移について引き続き注視してゆくことといたしたい。

なお、CFCを中心に回収したフロン類の一定量は再利用されるため破壊に回らないことについても量感をとらえる上で留意する必要があるところ。

4. 政府としては、自動車リサイクル法対応講習会（中小企業総合事業団主催 平成14年11月～平成15年1月開催予定）や自動車リサイクル法全国説明会(平成15年1～3月実施予定)等の場においてさらなる制度の周知徹底・普及を行うとともに、自動車関連業界、自治体等の関係者と十分に協力・連携を行い、フロン類回収破壊法の円滑な施行を図ってまいりたい。